

障害のある子どもたちの進路保障をどう進めるか

—インクルーシブ教育の視点で

青野 比奈子

◇ インクルーシブ教育が進まないのは…

日本は二〇一一年に「障害者基本法」を改正し、二〇一三年「障害者差別解消法」を成立させ、翌年「国連障害者権利条約」を批准しました。またこの間「学校教育法施行令」が改正となり、就学に関して本人・保護者の意向が尊重されること、障害のある子どもが地域の学校で学ぶための合理的配慮が保障されるなど、共生共学に向けた取り組みがなされてきました。しかし少子化により子ども数が減っているにもかかわらず、特別支援学校や特別支援学級の在籍数は増加しており、依然として特別支援教育による分離・別学がすすめられています。

障害者権利条約の二四条にも規定されている、インクルーシブ教育がなぜ進まないのでしょうか。その要因として私はまず「早期発見、早期療育」があげられると思います。子どもに何か不安があるとき検査することは必要かもしれませんが、そこでレッテルを貼り、すぐに療育に結びつけるこ

とには疑問を感じます。なぜなら今のシステムでは療育はほとんど分離された場で行われているからです。最初から我が子の分離を望む親はいませんと。しかし早期療育のいう名の下で分けられることで、次第に疑問を持たなくなってしまうのです。

また次の要因として考えられるのは「就学」です。特別支援学校や特別支援学級に行けば「手厚いサポート」、「本人のペース」、「自立につながる」など、専門家や親同士の情報からそちらを選択するケースは多く、また教育委員会でもそのような就学相談が行われています。小さいうちから分離され共に育つ機会が無かったとしても、就学のときには、子どもたちや親に対してあらためてインクルーシブ教育について説明することが必要ではないでしょうか。

そして要因の三つ目は「進路の問題」です。障害のある子の進学先は高等支援学校という考えが依然根強いのではないかと思います。高等支援学校であれば必要な情報も得られるし相談にものつてくれる。そして何より卒業後の就労に結びつくのではないか（今の時代は決してそうではないよ

うです）。そんな考えが親や小中学校の先生の中にあるように思えます。しかし障害のある子の進学先は高等支援学校だけではありません。「この子を受け入れてくれる学校」ではなく、「本人の行きたい学校」を目指すべきで、そのために選択肢を広げていくことが大切です。そしてそれはその前の「就学」の問題にも関わっていくのではないかと思います（高等支援学校を目指すために特別支援学級を選択する声もよく聞きます）。つまりインクルーシブ教育を進めていくためにも進路について考えていくことはとても重要なことだと思います。

◇ 息子のケース

私の息子も小さいときには分けられた場で療育を受けていました。しかし偶然参加した学習会でインクルーシブ教育を知り、息子にとつて地域の子どもたちとともに学ぶことが必要だという思いから、普通学級に入学しました。そこには専門家もいなければ、大人の手厚いサポートもありません。でも周りの子どもたちは息子を特別な存在ではなく、「仲間」として息子のできないことには手を差し伸べ、息子ができそうなことには応援をしてくれました。苦手なことが多くても、特別に何かを頑張らなくても、ただありのままの自分を受け止めてくれる息子の居場所がそこにはあったのです。分けなかったからこそ体験できたこと、得られたことは周りの子どもたちにとつても息子

にとつても貴重なものでした。

そして昨年高校受験を迎えました。息子が進学先として希望したのは普通高校で、小中学校を普通学級で過ごした経験からそれはごく自然な選択でした。しかし昨年は普通高校定時制を受験するも不合格となり、息子は一年間浪人生活をおくることとなりました。そして今年、再度定時制高校を受験し、晴れて高校生になることができました。

◇ 普通高校受験の壁

障害者差別解消法が施行されて一年が過ぎました。入学願書に「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」欄が設けられ、特別な配慮についての周知文が、中三の生徒・保護者に配布されるようになりました。また、実際に受験においての合理的配慮も実施されています。例えば息子の受験に関しては、昨年は面接時に言葉の不明瞭な息子に通訳的介助者を同席させることが認められませんでした。今年を受験では要望が受け入れられ、介助者が同席した面接が行われました。

しかし依然として大きな問題があります。それは「能力・適性」のあり方についてです。

息子の志望校がなぜ普通高校なのかとよく聞かれました。高校は勉強するところであって、知的に障害のある子が普通高校に行くことに何の意味があるのか、というのがその理由です。たしかに以前は高校に「適格者主義」の考えはありませんでした。しかし、今、高校進学率は九七%とも言われ、志

願者のほとんどが高校に進学している時代です。

高校は勉強だけでなく、同世代の仲間と出会い、ふれあい、たくさんの経験ができる場所です。点数がとれないことが障害であるのに、それを理由にそのチャンスを与えてもらえないことは、排除以外の何ものでもありません。

息子の場合、昨年も今年も受験したのは、学力試験が無く定員割れをしている定時制高校でした。定員を満たしていなければ、高校に行きたいという意思があれば受け入れるべきだと思つのですが、道教委は「特別な支障」がある場合、定員内不合格はあり得るとしており、その特別な支障とは「教育を受けるに足る能力・適性が十分でないこと」なのだそう。実際に息子も昨年から今年にかけて五回定員内不合格になり、合格できたのは六回目の受験でした。五回の不合格の理由は障害を理由にしたものではないと言いつつ、実に曖昧です。知的に障害のある子の苦手な「能力・適性」を理由に合否を決めることは正しい判断と言えるのでしょうか。

また、高校は義務教育ではないので、知的に障害のある子は進級・卒業を考えると難しいと言われることもあります。しかし大事なことは、その子自身が高校でどれだけ努力したかということであって、それは何も障害のある子に限ったことではありません。要は普通高校の先生が障害のある子と正面から向き合えるかどうか、ということなのかもしれません。

◇ 進路保障を進めるために

私は、学力だけでなく、様々な人とつながる力やその中で生きる力をつけることも「教育」なのだと思つています。高校に障害のある子がいて、その居場所になつていけることがあたりまえだと誰もが感じることができるようになつたとき、障害に対するマイナスのイメージは払拭され、差別や偏見のない社会につながっていくはず。そう考えるとインクルーシブ教育は決して義務教育だけのことだけではなく、実は高校やその先の大学にも必要なことなのです。

インクルーシブ教育に向けて進路保障を進めるためにはたくさんの課題があります。早期からの分離、定員内不合格の問題、普通高校の理解など。しかし受験時の合理的配慮が一歩前進したように、障害者権利条約の理念のもと、それらの課題に向き合い少しずつでも道を広げていくことが今後私たちに求められることではないでしょうか。

青野比奈子（あおの ひなこ）

市民団体「どんなに障害が重くても地域の学校へ・連絡会議」事務局長。二男一女の母。次男はダウン症で小中学校を普通学級で過ごし、この春定時制高校に入学した。障害のある子もいない子も共に学び共に育つインクルーシブな社会を目指して活動している。